

かめやま

2022 MAR

3 / 16

No.395

お知らせ版

主な内容	暮らしの情報BOX	1
	令和3年度財政援助団体等監査、指定管理者監査 結果報告	5
	広報ガイド(4月)	7
	一次救急当番医(4月)	8

暮らしの情報BOX



お知らせ

日曜窓口の開設時間を 臨時延長します

市民課戸籍住民グループ
(☎84-5004)

春は、就職や進学、転勤などに伴う引っ越しのシーズンです。毎年3月末は、住所異動や各種証明書の取得などで窓口が混雑するため、3月27日(日)は、日曜窓口の開設時間を延長します。各種届けや証明書が必要な人は、ご利用ください。また、この日は、四日市市、桑名市、鈴鹿市、津市、松阪市、東員町、菰野町の各窓口も開設されています。詳しくは、各市町へお問い合わせください。
※取扱業務について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

3月27日の日曜窓口

開設時間

午前8時30分～午後5時15分
※正午～午後1時を除く
※税務課窓口は午前のみ

開設場所

本庁1階



離婚等で子育て世帯臨時特別給付金を受け取れない人へ支援給付金を支給します

市民課医療年金グループ
(☎84-5005)

令和3年9月より後の離婚等により新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れない人に対し、子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)を支給します。

支給額 対象児童1人につき10万円

※すでに元養育者から給付金の一部を受け取った場合や児童のために費消した場合は、その額を差し引いた額

対象者 申請日時点で亀山市に住民登録があり、令和4年3月分の児童手当を受給または2月28日時点において高校生等を養育している人で、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の受給者の配偶者であった人のうち離婚等をした人およびこれらに準ずる人

対象児童 平成15年4月2日～令和4年3月31日に生まれた児童
※子育て世帯への臨時特別給付金の対象要件を満たす児童

所得要件 申請者の所得が児童

手当の所得制限限度額未満
※児童手当の特例給付を受けている人またはそれに準ずる所得の人は対象外

申請期限 4月28日(木)

※郵送の場合は4月30日(土)消印有効

申請方法など 離婚または協議中であることが確認できる書類等の提出が必要です。詳しくは、市民課医療年金グループへお問い合わせください。

4月から総合環境センターの 休館日が変わります

環境課廃棄物対策グループ
(☎82-8081)

休館日

変更前	第5土曜日
変更後	毎月第3土曜日

休館日は、ごみの搬入ができませんのでご注意ください。

詳しくは、令和4年度ごみ収集カレンダーでご確認ください。



※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、掲載した行事が中止または延期になる場合があります。
詳しくは、各問合先にご確認ください。